

第三十四号議案

江戸川区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十九日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十月江戸川区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」の下に「第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員及び」を加える。

第二条第二項中「区長」を「江戸川区長」に改める。

第三条第二項中「区職員」を「職員の給与に関する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第十二号）の適用を受ける職員」に改める。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（説明）

会計年度任用職員制度の導入に伴い、条例が適用される非常勤職員の範囲を定めるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。